

委員等ハ銘々製作部長ト會見該要求案ヲ提出セルニ會  
社ニ於テ之ヲ相考考慮スルヤ同題且ツハ社長不在ニ伴會  
社ノ決議機關ニモ諮ル要アルヲ以テ今日退ニハ回答不  
可取ナルニ伴回答日ハ退テ通知スル途バタルヨリ交渉  
委員等ハ空シク引取り以テ有報告スル處アリシニ加退場  
時退會致スノ半數ハ急業ニ陥リタリ  
衆表在ノ経過如上ノ通りニシテ職立側多少惡化ノ傾向  
ヲ示シ會社亦一歩々讓歩セザル意嚮アルカ終同盟幹部  
ノ態度ヲ内偵ナルニ伴急業議員下罷業國ニ不利ニシテ  
疲憊甚極ニ達セル秋後又神電氣ニ罷業セシムルニ付テ  
ハ朕捨不能ニ陥リ傍觀スルニキテ憂慮シ終同盟ハ此ヲ執  
行委員會ヲ開キ亦同題ニ伴罷業ヲ為シテメテトニ協議スル  
意嚮アルヲ以テヨリ以上終業ヲ惹起スルメトナカルニ注意中  
ニ及申上通 報 候 也

勞秘甲第一〇三四號

大正十三年九月三日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿  
東京警備司令官 菊池慎之助 殿  
社會局長官 池田 宏 殿  
京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫  
千葉 山梨 栃木 群馬 茨城  
福島 各府縣 長官 殿  
東京地方裁判所 檢事 正 殿

沖電氣株式會社職工勞働爭議ニ関スル件 (解決)